

都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の少子化対策及び子育てしやすいまちづくりを推進し、人口減少を抑制するため、市内で新生活を開始する子育て世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 申請日の属する年度(以下「申請年度」という。)の5年度前の年度の4月1日から当該申請年度の前年度の12月31日までの間に婚姻届を提出し、又は受理された夫婦のうち、申請年度において、出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している(妊娠中を含む。)世帯をいう。
- (2) 住居費 新たに市内に自己の居住の用に供する住宅の購入又はリフォームに要した費用であって、当該補助金の交付申請時までには支払がなされている当該住宅の購入費(土地代を除く。)又はリフォーム費用(住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)をいう。
- (3) 引越費用 子育てを機に市内に自己の居住の用に供する住居へ引っ越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる子育て世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 次条により算出した夫婦の合計所得が500万円未満であること。
- (2) 婚姻日現在において、夫婦のいずれもが39歳以下であること。
- (3) 入居する住居が本市にあり、申請時において夫婦の双方又は一方が、当該住居を住民票の住所としていること。

- (4) 住居費及び引越費用に対し、本市が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。ただし、都留市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(令和 7 年都留市告示第 144 号)の規定に基づく賃貸物件の賃借及び引越に要した費用に対する補助金の交付は、その限りではない。
- (5) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが市町村税等を滞納していないこと。
- (7) 夫婦のいずれもが都留市暴力団排除条例(平成 24 年都留市条例第 12 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 夫婦の双方又は一方が補助金の交付を受けた日から、5 年を超えて市内に定住する意思があること。

(世帯の所得の算出方法)

第 4 条 前条第 1 号に定める世帯の所得を算出する方法は、所得証明書をもとに、申請年度の前年(前年の所得が記載された所得証明書が取得できない期間については前々年)の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額(前年の所得が記載された所得証明書が取得できない期間については前々年)から貸与型奨学金の年間返済額(申請年度の前年に返還をした額をいう。以下同じ。)を控除した金額とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額であって、申請年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に、夫婦の双方又は一方が支払った額とし、次の各号のいずれかの区分に定める額を上限とする。

- (1) 新築住宅を取得した場合 1 世帯当たり 30 万円(婚姻日において夫婦のいずれもが 29 歳以下である場合は 60 万円)
- (2) 中古住宅を取得し、又は改修した場合 1 世帯当たり 60 万円(婚姻日において夫婦のいずれもが 29 歳以下である場合は 90 万円)

2 前項の補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものと

する。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (2) 申請世帯全員の住民票の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類(現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)
- (5) 住宅の売買契約書の写し(住居費における購入の場合に限る。)
- (6) 住宅の工事請負契約書の写し(住居費における新築又は改修の場合に限る。)
- (7) 住居費を支払ったことを証する領収書等の写し
- (8) 引越費用を支払ったことを証する領収書等の写し
- (9) 市税等の滞納がないことが分かる書類(納税証明書等)
- (10) 誓約書兼同意書(様式第 2 号)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第 3 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに、都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金変更交付申請書(様式第 4 号)に、第 6 条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否

を決定したときは、都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金変更(交付・不交付)決定通知書(様式第 5 号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 9 条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付請求書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告)

第 11 条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 10 条及び第 11 条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

都留市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付申請書

都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

氏名		生年月日	勤務先	婚姻時の年齢
申請者			(名称) (電話)	歳
配偶者			(名称) (電話)	歳
子		生年月日	／申請時の年齢 歳	
子		生年月日	／申請時の年齢 歳	
子		生年月日	／申請時の年齢 歳	
子		生年月日	／申請時の年齢 歳	
婚姻届提出日		年 月 日		
所得		夫： 円	妻： 円	合計 円
貸与型奨学金返済額		夫： 円	妻： 円	合計 円
補助費対象経	住居費(取得)	契約締結年月日： 年 月 日		
		支払金額(A)： 円		
	住居費(改修)	契約締結年月日： 年 月 日		
		支払金額(B)： 円		
	引越費用	引越を行った日： 年 月 日		
		支払金額(C)： 円		
合計(D) A+B+C		円		
補助申請額		円		

※補助申請額は、合計(D)の額又は都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱第 5 条に規定する補助上限額のいずれか低い額を記入し、1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てること。

誓約書兼同意書

都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- (2) 住居費及び引越費用に対し、都留市結婚新生活支援事業補助金の規定に基づく賃貸物件の賃料及び引越費用に係る補助金を除いた市が交付する他の補助金の交付を受けていません。
- (3) 生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けていません。
- (4) 市税等の滞納はありません。
- (5) 夫婦共に暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- (6) 申請日より 5 年以上継続して都留市に居住する意思があります。

2 同意事項

- (1) 都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金の適正な執行に必要な範囲内で、住民記録台帳、戸籍情報、課税状況、納税状況その他受給資格に関する事項について、調査、閲覧、取得することに同意します。
- (2) 市長が報告を求めた場合には、これに協力します。

年 月 日

夫：(署名) _____

妻：(署名) _____

年 月 日

様

都留市長

都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金(交付・不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金について、次のとおり決定したので、都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

決 定 内 容	交 付 ・ 不 交 付
---------	-------------

補助金の交付決定額	金 円
-----------	-----

不 交 付 の 理 由

年 月 日

都留市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更内容

補助 費 対 象 経	住居費 (取得)	契約締結年月日： 年 月 日
		支払金額(A)： 円
	住居費 (改修)	契約締結年月日： 年 月 日
		支払金額(B)： 円
	引越費用	引越を行った日： 年 月 日
		支払金額(C)： 円
	合計(D) A+B+C	円
	補助申請額	円
その他の変更事項		

※変更箇所のみ記入すること。

※補助申請額は、合計(D)の額又は都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱第 5 条に規定する補助上限額のいずれか低い額を記入し、1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てること。

※関係書類は変更内容が確認できる書類を添付すること。

年 月 日

様

都留市長

都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金変更(交付・不交付)決定通知書

年 月 日付で補助金変更交付申請のあった都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金について、次のとおり決定したので、都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

決 定 内 容

交 付 ・ 不交付

補助金の交付決定額

金

円

不 交 付 の 理 由

年 月 日

都留市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩

都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金について、次のとおり請求します。

請求額 円

振込口座

金融機関名	(銀行・信金・信組・農協等)	支店名	(本店・支店・営業所等)
種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			